

○昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正	現 行
<p>一 現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合（<u>第三項に規定する場合を除く。</u>）であつて、開設しようとする無線局が次に掲げる条件に適合するもの</p> <p>1 無線設備の設置場所（船舶局、<u>無線航行移動局</u>及び航空機局以外の移動する無線局については、その無線局の常置場所を管轄する総合通信局（<u>沖縄総合通信事務所を含む。</u>）の管轄区域とする。以下同じ。）が現に免許を受けている無線局の無線設備の設置場所と同一であること。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 <u>現に免許を受けている無線航行移動局を廃止して当該無線航行移動局の無線設備をそのまま継続使用するとともに他の無線設備を追加して船舶局を開設する場合であつて、開設しようとする船舶局が次に掲げる条件に適合するもの</u></p> <p>1 <u>無線設備の設置場所が現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の設置場所と同一であること。</u></p> <p>2 <u>現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の全部又は一部を使用するものであること。</u></p> <p>3 <u>追加される無線設備は、法第四条第二号の適合表示無線設備である</u></p>	<p>一 現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの</p> <p>1 無線設備の設置場所（船舶局及び航空機局以外の移動する無線局については、その無線局の常置場所を管轄する総合通信局（<u>沖縄総合通信事務所を含む。</u>）の管轄区域とする。以下同じ。）が現に免許を受けている無線局の無線設備の設置場所と同一であること。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>二 （略）</p>

$\overline{123^\circ}$ 四~平 (籠)	四~平 (籠)
-----------------------------------	---------

○平成二十一年総務省告示第三百十二号(船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件)の一部を改正する告示 新
旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正	現 行																																												
<p>第一 船舶局に備える船舶自動識別装置の技術的条件</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送信装置</p> <p>1 二つの異なる周波数で交互に送信を行うことができること。</p> <p>2 <u>メッセージの構造は次のとおりとし、その他メッセージに関する事項はI T D - R 勧告(国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。) M. 1371 に従うこと。</u></p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">ビット数 8</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;"><u>96</u> ~1008</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">24~208</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立ち上がり</td> <td style="text-align: center;">トレーニングシーケンス</td> <td style="text-align: center;">スタートフラグ</td> <td style="text-align: center;">データ</td> <td style="text-align: center;">チェックサム</td> <td style="text-align: center;">エンドフラグ</td> <td style="text-align: center;">バッファ領域</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ ID</td> <td style="text-align: center;">レポート表示</td> <td style="text-align: center;">ユーザー ID (M MSI)</td> <td style="text-align: center;">その他のメッセージ (固有のデータ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビット数 6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">最大970</td> </tr> </table> </div>	ビット数 8	24	8	<u>96</u> ~1008	16	8	24~208	立ち上がり	トレーニングシーケンス	スタートフラグ	データ	チェックサム	エンドフラグ	バッファ領域	メッセージ ID	レポート表示	ユーザー ID (M MSI)	その他のメッセージ (固有のデータ)	ビット数 6	2	30	最大970	<p>第一 船舶局に備える船舶自動識別装置の技術的条件</p> <p>一 (略)</p> <p>二 時分割多元接続方式送信部</p> <p>1 二つの異なる周波数で交互に送信を行うことができること。</p> <p>2 <u>メッセージの構造は次のとおりとし、その他メッセージに関する事項はI T D - R 勧告(国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。) M. 1371 に従うこと。</u></p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">ビット数 8</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;"><u>168</u> ~1008</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">24~208</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立ち上がり</td> <td style="text-align: center;">トレーニングシーケンス</td> <td style="text-align: center;">スタートフラグ</td> <td style="text-align: center;">データ</td> <td style="text-align: center;">チェックサム</td> <td style="text-align: center;">エンドフラグ</td> <td style="text-align: center;">バッファ領域</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">メッセージ ID</td> <td style="text-align: center;">レポート表示</td> <td style="text-align: center;">ユーザー ID (M MSI)</td> <td style="text-align: center;">その他のメッセージ (固有のデータ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビット数 6</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">最大970</td> </tr> </table> </div> <p>三 デジタル選択呼出装置送信部</p> <p>1 <u>変調符号は、I T D - R 勧告 M. 493 で定義されるシノボル符号を用い、アルファベットの文字データは、I T D - R 勧告 M. 825 で定義されるシンボル符号を用いること。</u></p> <p>2 <u>メッセージの構造は次のとおりであること。</u></p>	ビット数 8	24	8	<u>168</u> ~1008	16	8	24~208	立ち上がり	トレーニングシーケンス	スタートフラグ	データ	チェックサム	エンドフラグ	バッファ領域	メッセージ ID	レポート表示	ユーザー ID (M MSI)	その他のメッセージ (固有のデータ)	ビット数 6	2	30	最大970
ビット数 8	24	8	<u>96</u> ~1008	16	8	24~208																																							
立ち上がり	トレーニングシーケンス	スタートフラグ	データ	チェックサム	エンドフラグ	バッファ領域																																							
メッセージ ID	レポート表示	ユーザー ID (M MSI)	その他のメッセージ (固有のデータ)																																										
ビット数 6	2	30	最大970																																										
ビット数 8	24	8	<u>168</u> ~1008	16	8	24~208																																							
立ち上がり	トレーニングシーケンス	スタートフラグ	データ	チェックサム	エンドフラグ	バッファ領域																																							
メッセージ ID	レポート表示	ユーザー ID (M MSI)	その他のメッセージ (固有のデータ)																																										
ビット数 6	2	30	最大970																																										

○平成二十一年総務省告示第三百十四号（船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的條件を定める件）の一部を改正する告示
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>一 （略）</p> <p>二 機械的及び電気的條件 平成二十一年総務省告示第三百十二号第一の二の2、<u>三及び四</u>の条件に適合すること。</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 機械的及び電気的條件 平成二十一年総務省告示第三百十二号第一の二の2及び<u>三から五ま</u>での条件に適合すること。</p>

○平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)の一部を改正する告示 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正		現 行																					
別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第6項第1号に規定する携 帯移動地球局の無線設備</td> <td><u>IMD</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第6項第2号に規定する携 帯移動地球局の無線設備</td> <td><u>IMD2</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移 動地球局の無線設備</td> <td>IMBGAN</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	設備規則第 49 条の 24 第6項第1号に規定する携 帯移動地球局の無線設備	<u>IMD</u>	設備規則第 49 条の 24 第6項第2号に規定する携 帯移動地球局の無線設備	<u>IMD2</u>	設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移 動地球局の無線設備	IMBGAN	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第6項に規定する携帯移 動地球局の無線設備</td> <td><u>IMD</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移 動地球局の無線設備</td> <td>IMBGAN</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	設備規則第 49 条の 24 第6項に規定する携帯移 動地球局の無線設備	<u>IMD</u>	設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移 動地球局の無線設備	IMBGAN	(略)	(略)
項 目	コード																						
(略)	(略)																						
設備規則第 49 条の 24 第6項第1号に規定する携 帯移動地球局の無線設備	<u>IMD</u>																						
設備規則第 49 条の 24 第6項第2号に規定する携 帯移動地球局の無線設備	<u>IMD2</u>																						
設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移 動地球局の無線設備	IMBGAN																						
(略)	(略)																						
項 目	コード																						
(略)	(略)																						
設備規則第 49 条の 24 第6項に規定する携帯移 動地球局の無線設備	<u>IMD</u>																						
設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移 動地球局の無線設備	IMBGAN																						
(略)	(略)																						

○平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的條件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行												
<p>第一～第五（略）</p> <p>第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備</p> <p>一 一般的条件</p> <p>第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 送信装置の条件</p> <p>等価等方輻射電力は、次のとおりとする。</p> <p>1 F-D電波を使用するもの</p> <p>九デシベル（ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。ただし、衛星を指向する運用角度においては、（二）三デシベル（ワットを〇デシベルとする。）以上九デシベル（ワットを〇デシベルとする。）以下であること。</p> <p>2 G-D電波を使用するもの</p> <p>ア 七デシベル（ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。この場合において、許容偏差は（二）一デシベルから（十）一デシベルまでの範囲とする。</p> <p>イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周 波 数 帯</th> <th style="text-align: center;">等 価 等 方 輻 射 電 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一五六MHz以下</td> <td>任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下（ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）</td> </tr> <tr> <td>一五六MHzを超え一六五MHz以下</td> <td>任意の九kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）一〇〇・八デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>一六五MHzを超え一三〇MHz以下</td> <td>任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>一三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下</td> <td>任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）七七・八デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>一、〇〇〇MHzを超え一、五</td> <td>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電</td> </tr> </tbody> </table>	周 波 数 帯	等 価 等 方 輻 射 電 力	一五六MHz以下	任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下（ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）	一五六MHzを超え一六五MHz以下	任意の九kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）一〇〇・八デシベル以下	一六五MHzを超え一三〇MHz以下	任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下	一三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）七七・八デシベル以下	一、〇〇〇MHzを超え一、五	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電	<p>第一～第五（略）</p> <p>第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備</p> <p>一 第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 等価等方輻射電力は、衛星を指向する運用角度において、（二）三デシベル（ワットを〇デシベルとする。）以上であること。また、いかなる方向においても九デシベル（ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。</p>
周 波 数 帯	等 価 等 方 輻 射 電 力												
一五六MHz以下	任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下（ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）												
一五六MHzを超え一六五MHz以下	任意の九kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）一〇〇・八デシベル以下												
一六五MHzを超え一三〇MHz以下	任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）八四・八デシベル以下												
一三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の二二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（二）七七・八デシベル以下												
一、〇〇〇MHzを超え一、五	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電												

二五MHz以下	力が(一)七二デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇三デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式で算出した値以下 $-80+8/5(f-1605)$ デシベル fは、MHzを単位とする周波数とする。
一、六一〇MHzを超え一、六二六・五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七二デシベル以下
一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における平均電力が(一)六三デシベル以下
一、六六〇・五MHzを超え一・七GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七二デシベル以下
一・七GHzを超え二・二GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六六デシベル以下
二・二GHzを超え四〇GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル以下

三 受信装置の条件

インマルサットD型の受信装置のうちG-D電波を使用するものについては、副次的に発する電波等の限度は、二の二のイに規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。

第七・第八 (略)

第七・第八 (略)